

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人蛋白質研究奨励会（以下「奨励会」という。）の定款第12条及び第26条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることをとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第9条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第20条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち当財団を主たる勤務場所とし、週3日以上当財団の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤理事には、次に掲げる報酬等を職務執行の対価として、常勤理事報酬月額表に基づき支給することができる。

- (1) 報酬
  - (2) 役員賞与
- 2 評議員及び非常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

### (報酬の額)

第4条 常勤理事の報酬月額は別掲の常勤理事報酬月額に基づき代表理事が理事会の承認を得て決定する。

- 2 理事及び監事に対する報酬の額は、各年度の総額が30万円を超えない範囲とする。
- 3 評議員が評議員会に出席した場合は、別掲に定める評議員の報酬を支給する。
- 4 非常勤の理事及び監事が理事会又は評議員会に出席した場合は、別掲に定める非常勤役員の報酬を支給する。
- 5 費用とは、職務遂行上に伴い発生する交通費、通勤費。旅費(宿泊費を含む)手数料等の経費を言う。報酬等と明確に区別されるものとする。

### (役員賞与の支給額)

第5条 役員賞与は、毎年6月と12月に別掲の額を支給することができる。

### (通勤手当)

第6条 常勤役員は、第3条第1項に掲げる報酬のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

2前項の通勤手当の支給額は、給与規定等に定めるところによる。

(準用)

第7条 役員報酬等の支給に関し、この規程に定めない事項（支給日、支給方法、源泉徴収及び社会保険料等）については、別に定める職員を対象とする給与規程を準用する。

(公表)

第8条 当財団は、この規程及び報酬等を公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

1 この規程は、一般財団法人に移行登記の日から施行する。

附則

この改正は平成25年6月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

## 別 掲

常勤理事報酬月額

300,000円を上限として支給する。

役員賞与の支給額

6月及び12月に各200,000円を上限として支給する。

評議員の報酬の額

会議出席1回当たり23,000円を上限として支給する。

非常勤役員の報酬の額

会議出席1回当たり23,000円を上限として支給する。